

兵庫県立川西緑台高等学校 生徒対応・指導に係る校内ルール

1 生徒との携帯電話またはメール・SNSの使用について

- (1) 生徒への個別連絡は、原則、保護者を介した連絡を行う。やむを得ず生徒に直接連絡する際も、携帯電話やメール・SNSではなく、家庭用の電話に連絡する。
- (2) 教職員と生徒との間での使用は、教育活動上必要となった場合に限り、クラス全体・部員全体など集団等の全体に対して行うこととし、特定の生徒と携帯電話やメール、SNSを通じて私的なやり取りは行わない。
- (3) 教育活動上やむを得ず、携帯電話やメール、SNSを通じて生徒と個別に直接的なやり取りを行う必要がある場合には、事前に管理職に了承を得るとともに、電話などを通じて保護者の承諾を得る。その際、複数の教職員で情報を共有した上で対応する。

2 生徒への指導や面談、相談等の実施方法について

- (1) 携帯電話やメール・SNSは使用しない。
- (2) 校内または保護者在宅の生徒宅で実施する。
- (3) 校外で行う場合には、事前に管理職の許可を得る。
- (4) 複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず1対1で面談等を実施することになった場合は、部屋の窓や扉を開ける等密室状態にならないように配慮する。お互いに心理的な圧力がかからない適正な距離を保つこと。教科準備室等他人の目につかない場所で2人だけにならないこと。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- (1) 原則として、教育活動中、休暇中を問わず自家用車には生徒を乗せない。
- (2) 緊急等やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。